

第8次医療計画（在宅医療対策）
在宅医療において積極的な役割を
担う医療機関の位置づけについて

調査の目的

在宅医療の現状把握および第8次三重県医療計画の在宅医療において積極的な役割を担う医療機関を位置づけるため調査を行う。

「在宅医療において積極的な役割を担う医療機関」の三重県における定義

- ① 在宅療養支援診療所、在宅療養支援病院、在宅療養後方支援病院。
- ② 在宅療養支援診療所等の届出をしていない医療機関のうち、訪問診療（往診を含む）を行っており、新規の訪問診療を行う予定または自院に通院中の患者で訪問診療が必要になった時に対応する予定の医療機関。

調査対象医療機関（基準日：令和5年11月1日）

在宅療養支援病院（21医療機関）
在宅療養後方支援病院（3医療機関）
在宅療養支援診療所（175医療機関）
在宅療養支援の届出をしていない病院（69医療機関）
在宅療養支援の届出をしていない診療所（1,029医療機関）

在宅医療において積極的な役割を担う医療機関の位置づけに関する調査

結果（詳細は別紙参照）

区域	構想区域 別在宅医療において積極的な役割を担う医療機関					A～D以外の 在宅医療を行う 医療機関	構想区域 計
	在宅療養支援・ 在宅療養後方 支援病院	在宅療養 支援診療所	A以外の 病院	B以外の 診療所	小計		
	A	B	C	D	E	F	E + F + 在支診※
桑員	6	17	0	5	28	11	40
三泗	3	29	0	13	45	27	75
鈴亀	1	24	1	6	32	15	52
津	3	29	0	13	45	27	76
伊賀	2	6	0	7	15	20	35
松阪	2	22	2	8	34	22	59
伊勢志摩	5	22	1	20	48	27	77
東紀州	1	8	0	13	22	10	32
	23	157	4	85	269	159	446

「在支診※」は在宅医療において積極的な役割を担う医療機関を辞退した医療機関

今後の方針

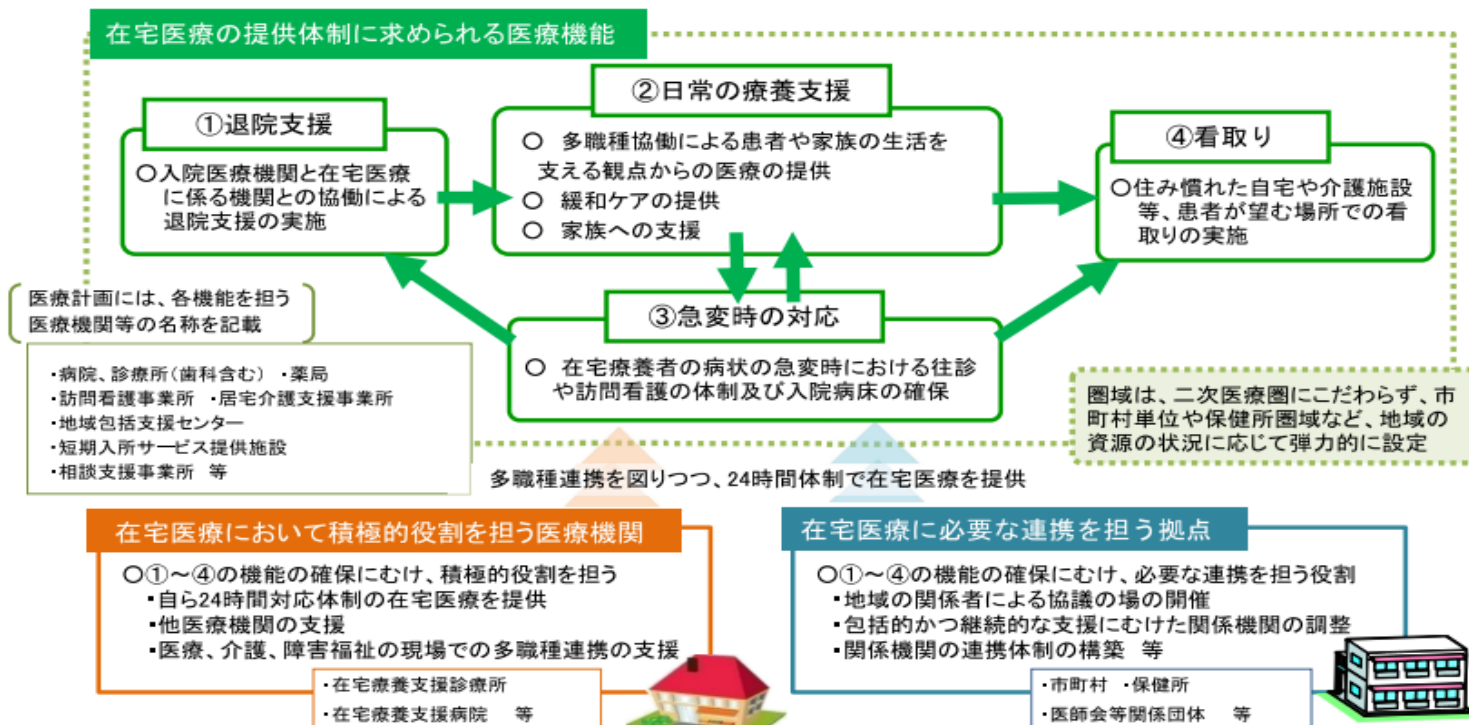
- 医療計画中間見直し、次期医療計画策定時に全数調査を行う。
- 定期的に新規の在支病・在支診等の届出医療機関に調査を行う。
- 在宅医療において積極的な役割を担う医療機関の位置づけを希望する医療機関からの申し出があれば、随時対応する。

- 「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」及び「在宅医療に必要な連携を担う拠点」を位置付け、適切な在宅医療の圏域を設定するとともに、各職種の機能・役割についても明確化する。また、在宅医療に係る医療機関等に対し災害時におけるBCPの策定を支援する。

在宅医療の体制について

- 在宅医療の体制については、都道府県が策定する医療計画に、地域の実情を踏まえた課題や施策等を記載。
- 国は「在宅医療の体制構築に係る指針」を提示し、都道府県が確保すべき機能等を示している。

～ 「在宅医療の体制構築に係る指針」による在宅医療提供体制のイメージ ～



在宅医療の体制構築に係る指針(疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について)(平成29年3月31日付け医政地発0331第3号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知)より 19